

## 厚生労働大臣の定める揭示事項

### 【保険医療機関の指定】

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行う保険医療機関として指定を受けています。

### 【明細書発行体制】

当院では医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に行う観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。

### 【外来・在宅ベースアップ評価料】

当院のベースアップ評価料は区分(1)(賃上取組)です。

(1)初診時:23点

(2)再診時:6点

### 【電子的診療情報連携体制整備加算】

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しています。

マイナ保険証を用いて、受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他の必要な診療情報を取得活用して診療をおこなうことが可能です。

・電子的診療情報連携体制整備加算 3(初診) 4点

・電子的診療情報連携体制整備加算(再診) 2点

### 【物価対応料】

物価上昇に段階的に対応するため物価対応料として、物価対応料 I を算定します。

・物価対応料 I (外来・在宅物価対応料) 初診時 イ 2点

・物価対応料 I (外来・在宅物価対応料) 再診時 □ 2点

### 【一般処方箋加算】

当院は後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用に積極的に取り組んでいます。医薬品の供給状況に応じて処方説明の上、適切に変更することがあります。

・一般名処方加算 1 8点

・一般名処方加算 2 6点

#### 【院外処方】

当院は院外処方を原則としています。

電子処方箋、リフィル処方箋は現在未対応です。

#### 【保険外負担に係る費用】

・診断書 2750 円

・証明書 5500 円

#### 【特掲診療料の施設基準に係る届出】

##### 〔コンタクトレンズ検査料〕

当院は「コンタクトレンズ検査料1」の施設基準に適合している旨近畿厚生局に届出を行っております。

##### 1 コンタクトレンズの装用を目的で来院された方の初診料と再診料

初診料:当院に初めて受診された方は291点

再診料:当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことがある方は76点

##### 2 コンタクトレンズ検査料

コンタクトレンズ装用のために行った検査料:200点

※上記以外の場合はコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科的検査料になります。

診療担当医師 沼 朝代

眼科診療経験 30 年 以上

##### 〔ロービジョン検査判断料〕

当院は「ロービジョン検査判断料」の施設基準に適合している旨近畿厚生局に届出を行っております。

・ロービジョン検査判断料 250 点

厚生労働省主催視覚障害者用補装具適合判定

医師研修会を修了した眼科を担当する常勤医師を1名配置しています。

上記についてご不明な点があればご相談下さい。

令和 8 年 6 月1日

沼 眼科 院長